石油石炭税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十九号

石油石炭税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の施行に伴い、及び石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

石油石炭税法施行令（昭和五十三年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「（法第十一条第三項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第三号中「又は仕向地」を削り、同条第四項中「（法第十一条第三項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、同項第三号中「又は第十一条第二項」を削り、同項第五号中「又は仕向地」を削り、同条第六項中「（法第十一条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「法第十条第四項に」を「同項に」に改め、「又は税関長」を削り、同項第一号中「（当該書類を税関長に提出する者にあつては、住所及び氏名又は名称）」を削る。

第十一条を次のように改める。

（輸出免税）

第十一条　法第十一条第一項に規定する原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者は、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によりその明細を明らかにしなければならない。

一　次号に掲げる場合以外の場合　当該原油、ガス状炭化水素若しくは石炭が輸出のため外国航路若しくは外国航空路に就航する船舶若しくは航空機に積み込まれたことを当該輸出港の所在地を所轄する税関長が証明した書類、当該事実を当該輸出の許可をした税関長が当該書類に基づいて証明した書類又は当該原油、ガス状炭化水素若しくは石炭が外国に陸揚げされたことを証明した書類に基づいて、次に掲げる事項を帳簿に記載する方法

イ　当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の数量

ロ　輸出の年月日及び仕向地

ハ　輸出港の所在地を所轄する税関

ニ　当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を輸出した者が当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者以外の者であるときは、当該輸出した者の住所及び氏名又は名称

ホ　その他参考となるべき事項

二　当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を輸出する前に災害その他やむを得ない事情により亡失した場合　その亡失の場所の最寄りの税務署長又は税関長から交付を受けた亡失証明書に基づいて、次項第二号及び第三号に掲げる事項を帳簿に記載する方法

2　前項第二号の亡失証明書の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を同号に規定する税務署長又は税関長に提出しなければならない。

一　提出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号（当該書類を税関長に提出する者にあつては、住所及び氏名又は名称）

二　亡失の年月日、場所、原因その他亡失の事実に関し参考となるべき事項

三　亡失した原油、ガス状炭化水素又は石炭の数量、移出した年月日その他当該亡失した原油、ガス状炭化水素又は石炭に関し参考となるべき事項

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

国税通則法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十号

国税通則法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の施行に伴い、及び国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「第七十条第四項第三号」を「第七十条第五項第三号」に改める。

第三十一条の二の次に次の一条を加える。

（映像等の送受信による通話の方法による再調査の請求に係る口頭意見陳述等）

第三十一条の三　再調査審理庁（法第八十一条第三項（再調査の請求の記載事項等）に規定する再調査審理庁をいう。以下この条及び第三十七条第一項（不服申立てがされた場合における差押えの解除命令等）において同じ。）は、口頭意見陳述（法第八十四条第二項（決定の手続等）に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合において、遠隔の地に居住する再調査の請求人又は参加人（法第百九条第三項（参加人）に規定する参加人をいう。以下同じ。）があるとき、その他相当と認めるときは、財務省令で定めるところにより、再調査審理庁並びに再調査の請求人及び参加人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、審理を行うことができる。

第三十二条の三第一項中「（法第百九条第三項（参加人）に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を削る。

第三十三条の二第一項中「及び第三十八条第二項（権限の委任等）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（映像等の送受信による通話の方法による審査請求に係る口頭意見陳述等）

第三十三条の三　担当審判官は、口頭意見陳述（法第九十五条の二第二項（口頭意見陳述）に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合において、遠隔の地に居住する審理関係人（法第九十二条の二（審理手続の計画的進行）に規定する審理関係人をいう。以下この条及び第三十八条第二項（権限の委任等）において同じ。）があるとき、その他相当と認めるときは、財務省令で定めるところにより、担当審判官及び審理関係人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、審理を行うことができる。

第三十七条第一項中「法第八十一条第三項（再調査の請求書の記載事項等）に規定する再調査審理庁をいい、」を削る。

第三十八条第二項中「審査請求人、参加人及び原処分庁」を「審理関係人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、第二十九条第二項の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の国税通則法施行令第三十一条の三の規定は、この政令の施行の日以後にされる再調査の請求に係る事件の審理について適用する。

3　改正後の国税通則法施行令第三十三条の三の規定は、この政令の施行の日以後にされる審査請求に係る事件の審理について適用する。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三